

岐阜市道路位置指定申請要領

平成 8年11月 1日 決裁
平成17年 3月31日 決裁
平成19年 3月30日 決裁
平成31年 2月28日 決裁
令和 3年 4月 1日 決裁

第1 申請及び承認

道路の位置の指定を受けようとする者は、岐阜市建築基準法施行細則（昭和61年岐阜市規則第20号。以下「規則」という。）第11条第1項に規定する申請書を市長に提出し、道路の位置の指定を受けなければならない。また、この承認を受けた後でなければ工事に着手してはならない。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------|---|
| (1) 指定道路 | 道路の位置の指定を受けようとする道路をいう。 |
| (2) 開発区域 | 位置指定を受けようとする敷地をいう。 |
| (3) 申請者 | 原則として指定道路の土地所有者（借地人等で地主の承諾を得た者を含む。）をいう。 |

第3 申請に伴う必要書類

- 1 道路の位置の指定申請書（規則様式第6号）及び道路の位置の指定通知書（規則様式第12号）
- 2 委任状（申請を代理者が行う場合）（様式第1号）
- 3 道路の位置の指定・変更・廃止承諾書（規則様式第7号）
- 4 道路位置指定計画調書（様式第2号）
- 5 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第9条の表に規定する図面
 - (1) 付近見取図
 - (2) 敷地確定図（実測図・字絵図写）
- 6 土地利用計画図
- 7 断面図
- 8 構造図（道路・側溝・柵・擁壁）
- 9 印鑑登録証明書
- 10 土地の登記事項証明書
- 11 維持管理誓約書（様式第3号）

- 12 誓約書（開発の可能性のあるものに限る。）（様式第4号）
- 13 道路の位置の指定に必要な許可書等の写し
- 14 現地写真
- 15 その他必要とする図書

第4 申請書の記入方法

- 1 「道路にする土地の地名地番」は、道路とする土地の地名地番を土地の登記事項証明書に記載されているとおりに記入すること。また、分筆予定の場合は、その予定地名地番も記入すること。
- 2 「道路に接する敷地の地名地番」は、申請道路に接する敷地の地名地番を記入すること。また、分筆予定の場合は、その予定地名地番も記入すること。
- 3 「道路番号」は、申請道路が屈曲又は幅員が異なるごとに符号をつけ、図面と一致させたものの符号並びに幅員及び延長をメートルで記入すること。（寸法は小数点以下第2位まで表示し、第3位以下は切り捨てる。）

第5 添付書類の作成方法

- 1 承諾書
指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾印があること。ただし、承諾印は印鑑登録証明書の印と一致すること。
- 2 付近見取図
住宅地図を添付し、開発区域を赤線で囲み、方位を記入すること。また、指定道路側溝からの流末を記入すること。
- 3 地籍図
道路分及び一区画ごとの敷地の面積を計算すること。
- 4 字絵図
字絵図は転写年月日（申請日以前3か月以内）を記入し、方位、縮尺及び開発区域の境界（赤線で囲む。）を明確にすること。
- 5 土地利用計画図
 - （1）公道及び水路の名称及び幅員を記入し、公道は茶色、水路は青色で着色すること。
 - （2）指定道路の幅員、隅切り及び転回広場の寸法を明記し、黄色で着色すること。
 - （3）排水施設の位置及び流水方向を明記すること。
 - （4）予定建築物は、破線で記入すること。
 - （5）既設建築物は、実線で記入し、建築物の位置、最高の高さ、軒高等を明記すること。
 - （6）方位及び縮尺を明記すること。

- (7) 隣接する敷地及び開発区域内の高低差を記入すること。
- (8) 標識の位置及び詳細を明記すること。

6 断面図

- (1) 路面及び路盤の構造を明記すること。
- (2) 側溝及び擁壁の寸法及び形状を明記すること。
- (3) 道路の縦横断面図を添付すること（勾配を記入）。
- (4) 隣接する敷地との高低差を明記すること。
- (5) 縮尺を明記すること。

7 印鑑登録証明書

承諾を得た全員のもので申請日以前3か月以内に証明を受けたもの。ただし、土地の登記事項証明書の住所と印鑑登録証明書の住所が異なる者がある場合には、その者の住民票を添付すること。

8 土地の登記事項証明書

道路の敷地となる土地の登記事項証明書で申請日以前3か月以内に交付されたもの。ただし、所有者が変更し未登記の場合は不動産売買契約書を、また、土地区画整理区域内で区画整理施行中の場所については仮換地指定通知書を添付すること。

9 維持管理誓約書

指定道路の維持管理を適切に行い、常に良好な状態を維持することを誓約する書類を添付すること。

10 道路の位置の指定に必要な許可書の写し

道路の位置の指定に伴って必要な許可（農地転用、河川法、法定外公共物敷地占用・工作物新築許可、自費工事等）については、その許可書の写しを添付すること。

11 誓約書

道路の位置の指定後3年以内に岐阜市道路位置指定指導基準第2の(2)ただし書に規定する開発行為とみなされる申請を行わない旨を記載した誓約書を提出すること。

第6 関係者への説明及び承諾

申請者は、開発区域の施行にあたっては、事前に近隣住民、関係者に対して道路位置指定計画、工事の施行方法等の説明を行うこと。また、指定道路の権利者に対しても上記と同様に説明を行い承諾を得ること。

第7 道路内埋設物等

道路内埋設物（上下水道、ガス、電柱等）は、指定道路の施工に合わせて埋設できるよう努めること。

なお、電柱を設置する場合には事前に中部電力と協議し、道路内に設置する場合

には巻側溝とする。

第8 工事の完了検査

申請者は、指定道路に係る工事が完了したときは工事完了届(様式第5号)を市長に提出して完了検査を受けるものとする。

第9 工事完了届の添付書類

- 1 現場写真
 - (1) 指定道路の下層路盤厚、舗装厚が明確に分かる写真
 - (2) 指定道路に設置する側溝の現況(着工前)及び完成、掘削、砕石等の工程写真
 - (3) 開発区域に設置する土留擁壁の配筋等の工程写真
 - (4) 指定道路の完成写真(標識、幅員、延長、隅切り及び全景写真)
- 2 指定道路の土地の登記事項証明書、地籍測量図及び公図
- 3 その他必要な検査済証(法定外公共物占用・新築許可、道路自費工事等)の写し

第10 管理者の変更

- 1 市長は、道路の位置の指定をした後管理者に変更があった場合には位置の指定を受けた道路の管理者変更届出書(様式第6号)を提出させることとする。
- 2 市長は、前項の規定により管理者変更届が提出されこれを承認したときは、位置指定道路の管理者変更通知書(様式第7号)により変更後の管理者に通知するものとする。

附 則

この要領の改正は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は平成31年2月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により作成されている用紙は、この要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。